

## 厚生労働省との意見交換に係る質問事項

(保育分野について)

### ■ 保育所制度関連

#### ○ 異なる設置主体間のイコールフットイングについて

1. 保育所の認可基準を満たしているにもかかわらず、株式会社やNPO法人といった社会福祉法人以外の者は、施設整備費の補助対象外とされており、多様な事業者の参入を阻む一因となっていることから、補助対象の主体制限の撤廃を求める声が事業者から多く挙がっているところであるが、この点について貴省の見解如何。

#### 【答】

憲法 89 条は、公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない旨を規定しており、「公の支配に属しない」慈善、博愛の事業に対する公金の支出を禁止している。

そこで、現在、児童福祉法第56条の2に基づき、私立保育所への施設整備にかかる補助については、公の関与が強く、高い公共性をもつ社会福祉法人などに限っているところである。

2. 民間施設給与等改善費加算(民改費加算)が、配当支出の行われている保育所には適用されない理由如何。また、株式会社立の保育所(平成19年4月1日現在では118箇所)のうち、民改費加算を受けていない施設の数把握されている場合は、直近の数をご教示願いたい。

#### 【答】

民間施設給与等改善費加算は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間保育所における職員給与の公・私間格差の是正を目的としており、配当に対して支出を行っている保育所については当該加算の趣旨に該当しないため適用していない。

なお、民改費加算の承認についてはその保育所を所管する各都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行っており、個々の株式会社立の保育所のうち、民改費加算を受けていない施設数については把握していない。

3. 株式会社など社会福祉法人以外の事業者にも、社会福祉法人会計基準が適用されている理由如何。株式会社が企業会計によって会計処理を行う場合に生じると想定される問題について、説明願いたい。

【答】

株式会社など社会福祉法人以外の事業者については企業会計が適用されるものであり、社会福祉法人会計基準については必ずしも適用しなければならないものではなく、保育所の設置認可の条件として社会福祉法人会計基準に定めた資金収支内訳表等を備えることが望ましいとしているところ。

なお、運営費の使途範囲以外に運営費を充てる場合においては、一部社会福祉法人会計基準に基づいた処理を行うことを条件としている。

4. 自治体が保育所を民営化するに当たり、透明かつ公正な手続きがとられるよう貴省から自治体に対し指導されているものと承知しているが、依然、移管先を社会福祉法人に限定するなど、運営主体を限定するケースが見受けられる。指導の状況と実態把握の有無についてご教示いたい。

【答】

保育所の新設及び公立保育所の民営化の際の委託先等の選定に当たっては、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公正性に配慮するよう、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」(平成 13 年 11 月 30 日付け雇児発第 761 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示してきたところである。

しかしながら、公立保育所の民営化に当たり、移行準備期間が短く、委託先等の選考基準や選考過程が不明確であるなど、円滑な移行が行われていないケースも見受けられることから、本年 3 月の全国保育関係事務担当者会議において、円滑な民営化に適切な対応を図るよう再度お願いしたところである。

また、本年 4 月には事務連絡にて、委託先等の選定の手続きの透明性、公平性に特段の配慮を行うよう改めて周知するとともに、選考基準及び選考過程において、特定の法人

格であることのみをもって優遇したり排除したりするのではなく、保育サービスの提供の実績等も踏まえて公正に選考を行うよう都道府県等に対し周知したところである。

なお、公立保育所の民営化に係る運営主体の選定については、当該公立保育所に係る自治体が個々に適切に判断すべき事柄であり、実態は把握していない。

なお、本件に関しては、当会議の「中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起」（平成 20 年7月2日。以下「中間とりまとめ」。）の別紙でも示したとおり、新たな制度体系の設計の議論を待たずとも現行制度において改革可能であり、早急に改善策を講じる必要があると考えるため、今回質問させていただくもの。

○ 保育所の入所基準等について

5. 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成 20 年3月 25 日閣議決定。以下「3か年計画」。)の下記項目について、現在の対応状況を説明願いたい。

Ⅲ 11 イ ④ a 保育所の入所基準に係る見直し

ア 保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査【平成 20 年度早期に実施】

【答】

本年 8 月より103自治体の協力を得て行っている、「新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等ニーズ調査」において、保育所に入所していないが保育が必要な者に係る調査も行っているところである。

6. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ④ b 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成 19 年度措置】

【答】

保育所への入所手続きに関する事項(申込手続、選考方法、選考基準等)については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(平成 9 年 9 月 25 日付け児発第 596 号厚生省児童家庭局長通知)において、地域住民が自由に利用できる方法で提供するよう示してきたところであるが、一部の市町村ではこれが徹底されていないとの指摘もあることから、公正な選考を担保するため、客観的な選考方法や選考基準を定め、市町村の窓口への備え付けやホームページでの掲示等を通じて住民への情報提供を図るよう、本年 4 月に都道府県等あて改めて周知したところである。

○ 保育所の最低基準等について

3か年計画の下記項目に関連して、中間とりまとめに対して、貴省より以下のご意見が提出された。

Ⅲ 11 イ ⑤ a 最低基準に係る科学的・実証的な検証に早期に着手【平成 20 年度調査実施・分析、平成 21 年度措置】

「(略)これらを踏まえ、本年度、施設設備基準について、科学的・実証的な検証を行い、子どもの機能面に着目した保育環境・空間の基準としてどのようなものが考えられるか検証を行うこととしている。」

7. 社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託された「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

【答】

「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」については、本年 7 月に建築・設計に係る専門家、児童の発達に係る専門家、自治体関係者、保育所経営者、保護者代表等による研究会を発足させたところである。

当該研究事業において、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準として定性的な基準も含めどのようなものが考えられるかにつき、今年度末を目途に調査研究を進める予定である。

当事業の詳細については、別紙を参照されたい。

8. 「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」において、設備基準（数値基準）の科学的・実証的な検証がなされ、その結果を受けて、厚生労働省として保育所の施設設備に関する最低基準を見直すものと考えてよろしいか。

【答】

当該研究事業の結果を踏まえ、設備基準（数値基準）の見直しの有無も含めて検討することとしている。

9. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑤ b 保育所定員の見直し【平成20年度検討・結論、平成21年4月措置】

【答】

御指摘の点については、保育所の定員増加による区分の見直しを行うに際し、定員区分を改定することにより補助額の単価が大きく変動することのないよう、平成21年度概算要求においては、保育単価定員区分を細分化した形で予算要求しているところであり、具体的内容については、年末に向けて調整していくこととしている。

#### ■新待機児童ゼロ作戦について

10. 本年6月に開催した公開討論において、潜在的な保育ニーズの把握を行うための調査を実施する予定とのご発言があったが、当該調査の詳細な内容や実施状況等についてご教示願いたい。

【答】

本年8月に、103自治体の協力を得て、「新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等ニーズ調査」の実施を依頼し、現在調査を進めているところである。

具体的な調査項目は別紙のとおりである。

■家庭的保育(保育ママ)等について

3か年計画の下記項目に関連して、中間とりまとめに対して、貴省より以下のご意見が提出された。

Ⅲ 11 イ ⑧ 家庭的保育(保育ママ)の活用促進【平成19年度検討開始、平成20年度結論】

「家庭的保育者の要件については、第169回通常国会に提出している『児童福祉法の一部を改正する法律案』において、保育士資格を持たない者も一定の研修を課すなど保育の質を確保することを前提として認めることとしているが、他の要件については、今後定める実施基準やガイドライン等において、専門家等の意見を踏まえて検討することとしている。」

16. 上記の改正法案は第169回通常国会において廃案となったが、今後の予定についてご教示願いたい。

【答】

次の機会に、国会に再提出できるよう準備を整えているところである。

17. 本年2月の法令協議において、家庭的保育事業の実施基準について、当時想定されるものとして以下の3点を挙げられた。

- ・ 保育する乳幼児数は3人以内（補助者をつける場合は5人以内）
- ・ 面積基準、衛生的な調理設備、遊戯等に適した空間
- ・ 市町村の体制整備（巡回指導・相談、研修等）

また、その後の貴省へのヒアリング（平成20年2月19日開催）では、専門家等による検討会を設置しオープンな場で検討する、とのご説明であった。

実施基準やガイドラインの骨格はほぼ固まっているとの情報もあり、家庭的保育者の要件（研修を含む）と合わせて、現在の検討状況をご教示願いたい。

【答】

家庭的保育者の要件、研修内容等の実施基準及びガイドラインについては、今後、児童福祉法等の一部を改正する法律案を国会に再提出し、法案が成立した後に、専門家等による検討会を設置し、検討することとしている。

18. 現行の要件で、家庭的保育者が未就学児童を現に養育していないことや、保育される児童が家庭的保育者と3親等以内でないことが定められているが、これらの要件の根拠について説明されたい。また、中間とりまとめにて問題提起したとおり、フランスの制度等を参考に、実子や近親者を一緒に保育することを認めることについて、貴省の見解如何。

【答】

家庭的保育事業を実施するに当たっては、保育に専念できる環境が必要であることから、未就学児童を現に養育していないことを要件としているところである。

また、親族間の保育と区分する必要から、民法第725条の親族の範囲を参考に3親等以内の親族関係にある児童を対象児童から除外しているところである。

いずれにしても、具体的な要件については、今後、児童福祉法等の一部を改正する法律案を再提出、成立した後に設置する専門家による検討会において検討することとしている。



19. 家庭的保育事業の対象児童の範囲拡大については、社会保障審議会少子化対策特別部会（以下「少子化対策特別部会」）において「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」の議論の中で、保育所の入所基準である「保育に欠ける」要件の見直しとともに検討されるものと理解してよろしいか。

【答】

現在社会保障審議会少子化対策特別部会において「保育に欠ける」要件の見直しについて検討しているところであり、これを踏まえ、家庭的保育事業の対象児童についても検討していくこととなる。

20. 平成15年度以降の、利用児童数、保育者数、実施自治体数及び運営費への国の供出額の推移をご教示願いたい（平成19年11月5日開催の第2次答申に向けた意見交換の際、ご提示いただいた表を更新する形で）。また、今年度より新設された「家庭的保育支援者」の直近の配置状況と、家庭的保育者への支援体制における効果を説明されたい。

【答】

<表>家庭的保育事業における利用児童数等の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用児童数(人)	99	313	276	321	331
家庭的保育者数(人)	53	103	93	96	99
実施自治体数	9	10	11	13	12
運営費(千円)	17,529	45,836	42,826	42,290	49,244

※ 平成15～平成18年度は実績報告ベース、19年度は交付決定ベース。  
ただし、平成17年度以降の運営費は、統合補助金化されたため推計値。

本年度より創設した家庭的保育支援者については、まだ支援者の配置による補助金申請は受けていないが、家庭的保育支援者を連携保育所に配置し、家庭的保育者に対する巡回指導・巡回相談、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保など家庭的保育者への支援体制を充実することにより、家庭的保育者の孤立化や密室性の解消を図ることが期待できる。

21. 民間の保育ママ事業者から、認可外保育施設の指導監督基準が適用されることについて見直しを求める要望が多く寄せられている。保育ママの自宅（一般の住居）は、集団保育の場としての「施設」基準には合致しない点多々あり、また、施設のための基準で、家庭における保育の実施状況が十分かつ適切に判断されるとは考えられない。民間の保育ママサービスが、「施設」基準で指導監督されなければならない合理的な理由をお示し願いたい。

22. 本年6月のあじさい要望に対し、貴省から「今後提出予定の児童福祉法改正法案では、（中略）市町村が家庭的保育者に遵守させる基準などである実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の家庭的保育サービスに係る指導監督基準を設けることが適切かどうかもあわせて検討してまいりたい。」とのご回答をいただいたところ。民間の保育ママについても家庭的保育に準じて、国や自治体の事業の実施基準を適用する、あるいは別途、相応の基準を設定することについて、貴省の見解如何。

【答】21・22について

本年6月のあじさい要望において回答したとおり、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日 雇児発第177号）においては、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事等が必要と認めた場合には、認可外保育施設指導監督基準の一部を適用しないことができる旨が定められており、現行でもこのような要件に該当する場合は、当該基準の全てが適用されているわけではない。したがって、民間の家庭的保育サービスについても、必ずしも認可外保育施設に対する指導監督基準が適用されるわけではない。

今後再提出予定の児童福祉法等改正法案では、家庭的保育事業を法律に位置づけるとともに、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる基準などである実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の家庭的保育サービスに係る指導監督基準を設けることが適切かどうかもあわせて検討してまいりたい。

23. 預かり児童の家庭に出向いて保育する派遣型ベビーシッターについても、同様に認可外保育施設の指導監督基準が適用されているものの、実際には児童の家庭への立ち入り調査などはほとんど実施されていないのは、本年6月のあじさい要望での貴省からのご回答にあったとおり、「1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事等が必要と認めた場合には、認可外保育施設指導監督基準の一部を適用しないことができる旨が定められており、現行でもこのような要件に該当する場合は、当該基準のすべてが適用されているわけではない。」との理由からであると理解してよろしいか。

【答】

認可外保育施設の指導監督権限は都道府県が有することから、指導の実態については把握していないが、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事等が必要と認めた場合には、認可外保育施設指導監督基準の一部を適用しないことができるため、そのように取り扱われているものと考えている。

24. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑨ ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化【平成19・20年度検討、平成21年度措置】

【答】

貴会議の答申を受けて、検討中である。

■ 病児・病後児保育について

25. 今年度より、病児・病後児保育事業等の再編を行い、併せて補助単価も変更されたが、再編の目的と期待される効果及び現行の病児・病後児保育の全体像について分かりやすく説明願いたい。また、今後さらなる変更を行う予定があるかご教示願いたい。

【答】

病児・病後児保育事業は、平成20年度より、常勤の看護師・保育士を配置できるよう、従前よりも人員配置の充実を図るとともに、補助単価の引き上げを行うことで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

本事業は、1日あるいは半日の間、病児保育施設にて病児を保育することを目的としているため、今回の制度再編により、看護師による看護のみならず、常時保育士を配置することで、安全かつ安心して児童が過ごせる環境が整備されることが期待される。

なお、本事業の概要については、別紙のとおり。

また、今後の事業内容の見直し等については、現段階において予定していない。

26. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ⑩病児・病後児保育の拡充について【平成20年度措置】

【答】

病児・病後児保育施設の安定的な経営が図られるよう、これまで利用者負担が1日当たり2,000円～2,500円で固定化していた実態を鑑み、利用者負担については、一時保育など他の保育事業と同様に、事業費の2分の1相当が適当であり、各実施機関の経営状況を踏まえ、適切に利用者負担の設定を行っていただくよう、都道府県等を通じ、各市町村や実施機関にお願いしたところである。

27. 派遣型の病児・病後児保育事業者より、緊急サポートネットワーク事業が今年度をもって廃止されることにより、派遣型サービスの縮小を懸念する声が挙がっている。ファミリーサポートセンターとの関連性も含め、今後どのような形で派遣型の病児・病後児保育サービスを拡充するのか方針を伺いたい。

【答】

- 緊急サポートネットワーク事業は、子育て中の労働者の就労支援策として、地域住民間の相互援助活動における、病児・病後児の預かり、急な残業・出張等の際の緊急時の預かり等を促進するため、平成17年度から民間団体に委託して実施している。
- しかしながら、
  - ① ファミリー・サポート・センター事業と同様の仕組みであるにもかかわらず、依頼内容によって運営団体が異なるため、利用者にとって不便であり
  - ② 各都道府県ごとに1団体に委託しての実施であるため、県内全ての地域に事業展開をすることが困難な場合が多いなどの問題があった。
- 一方、ファミリー・サポート・センター事業は、多くの市町村で地域の実情に応じた実施・利用がされているところであり、今般、需要が高い病児・病後児の預かり等を更に促進するために、緊急サポートネットワーク事業の機能を付加して事業を再編し、
  - ① 身近なファミリー・サポート・センターの窓口において、多様なニーズに対応できるようにすることによる、利用者の利便性の向上
  - ② 既に実施しているファミリー・サポート・センターの活用による実施地域及び利用者の拡大を図ることとした。
- また、社会保障国民会議第三分科会中間とりまとめにおいても、利用者の直面する課題として「子どもが病気のときに預かってもらえないところがない」ことが挙げられており、この課題の解決の方向性の一つとして、「ファミリー・サポート・センターと緊急サポートネットワーク事業を見直し緊急サポート機能を拡充」とされているところ。
- 厚生労働省としても、緊急サポートネットワーク事業の廃止に伴い、現在の利用者等がファミリー・サポート・センター事業に可能な限り円滑に移行されるよう、現在、現行事業の趣旨、必要性、ノウハウ等について、地方自治体及び関係者に説明を行っているところであり、引き続き周知、情報提供等に努めてまいりたい。

両立支援分野についての質問事項(厚生労働省)

■ 下記2項目につき、現在の措置状況を回答致します。

規制改革のための3か年計画(改定)

Ⅲ 措置事項

11 福祉・保育等関係

ウ 両立支援

④ 事業所内託児施設等の質の担保の徹底【平成 19 年度より逐次実施】

【答】

事業所内保育施設を含めた認可外保育施設については、質の担保等が確保されるよう、これまでも認可外指導監督基準による指導等を都道府県等に対してお願いしているところであるが、今後とも引き続き周知徹底してまいりたい。

以上